大阪府東大阪市基本計画

1 基本計画の対象となる区域(促進区域)

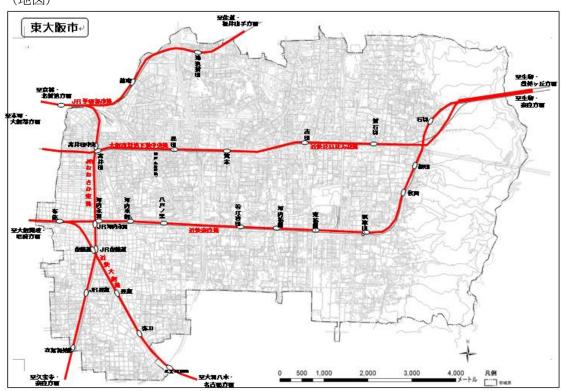
(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年1月1日現在における大阪府東大阪市の行政区域であり、 概ねの面積は6,178~クタールである。

ただし、「環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落(枚岡神社のアラカシ林)」及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(生駒・信貴山麓, 矢田丘陵地のため池群)」、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている地域を除くものとする。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等) 【地理的条件】

東大阪市は大阪府東部に位置し、西は大阪市、北は大東市、南は八尾市、東は奈良県生駒市に隣接している。

【産業構造】

東大阪市の基幹産業は製造業であり、事業所数では全国第5位(平成26年度経済センサス基礎調査)、事業所数4,000以上ある市区町村のうち、事業所密度は全国トップ

と中小企業が数多く集積しており「モノづくりのまち」として高い知名度を誇る。東大阪市のモノづくりの起源は古く、弥生時代には銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られており、明治時代には生駒山の河川で水車を利用した伸線業が盛んに行われ、その後の東大阪市を代表するネジ、ボルト、ナットへと発展した。市内には家電や自動車といった主要メーカーが存在せず、いわゆるピラミッド構造ではなく、市内の企業同士で連携し納品を行う「横請け・仲間請け」といわれる独自の構造となっている。

平成25年度には全国の自治体でも珍しい「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を施行し、モノづくり推進地域を指定した。モノづくり推進地域内で住宅を建てる際は一定のルールを設けることで、市内製造業企業と住民の相互理解を図る取り組みを行っている。

【インフラの整備状況】

東大阪市には、大阪市営地下鉄中央線、近畿日本鉄道奈良線、けいはんな線、大阪線、JR学研都市線、おおさか東線が東西南北に走っており、市内に25の駅が存在する。また、今後、JRおおさか東線には平成30年3月に「衣摺加美北駅」が開業するだけではなく、放出駅から新大阪駅までの延伸も予定されており、新大阪駅へのアクセスが更に良くなる。それに加え、大阪モノレールの延伸も計画されており、大阪国際空港へのアクセスが良くなるなど、東大阪市の交通利便性がますます高まる。

東大阪市には近畿自動車道と阪神高速道路東大阪線のJCTが所在しており、兵庫・京都・奈良・和歌山へのアクセスもよく、関西国際空港、大阪国際空港も1時間圏内となっている。また、「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」によると、近畿自動車道の交通量は全国第7位、東大阪市内一般道路(大阪府道2号大阪中央環状線)の一部は全国第5位と日本でもトップクラスとなっている。

【教育機関】

東大阪市には近畿大学、大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、東大阪大学の4つの大学があり、約30,000人の学生が通う「学生の集まるまち」でもある。東大阪市内企業と大学による産学連携事業による様々な製品開発や、大学のゼミとして東大阪市内企業との交流等を行うなど、大学による地元への貢献も行われている。

【人口分布】

人口は502,784人となっており、面積のおよそ8割の地区が人口集中地域となっている。(平成27年度国勢調査)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

東大阪市は、平成26年度経済センサス基礎調査によると製造業の事業所数6,321と全国5番目、事業所密度は全国トップ(事業所数4,000以上)と全国でも有数の「モノづくりのまち」である。また、東大阪市の事業所総数25,839事業所のうち製造業が24.5%を占めていることや、東大阪市の付加価値額94,213,600万円のうち製造業は38.8%を占めていることから、製造業は東大阪市の基幹産業である。

昭和58年の10,033事業所をピークに企業数は減少する傾向にある中、東大阪市では、企業のライフサイクルを循環させ、これまでの製造品出荷額を維持・上昇させることをめざしている。

そこで、東大阪市製造業の中で製品出荷額が多く、事業所数も多い金属製品製造業、プラスチック製品製造業を中心とした企業群の高付加価値化の促進を図る。併せて東大阪市にある4つの大学と市内企業との産学連携の促進により、東大阪市経済を牽引する企業群を創出し、経済の活性化と技術力の向上に取り組み、その効果を隅々まで波及させることをめざす。

(2)経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業に		1, 331百万円	
よる付加価値創出額			

(算定根拠)

計画期間内において1事業者あたりの平均6,161万円の付加価値額を創出する地域経済牽引企業を16件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.35倍の波及効果を与え、計画期間を通して133,100万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の		1 6	
新規事業件数			

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)~(3)の要件を全て満たす事業をいう。

- (1) 地域の特性の活用
- 「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から 見た地域の特性に関する事項」において記載する地域及びその特性の活用戦略に沿った事業 であること。
- (2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分6,161 万円 (大阪府の1事業所あたりの平均付加価値額(平成24年経済センサスー活動調査より))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で5%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者平均給与額総額が開始年度比で5%増加すること
- 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点 促進区域)を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみ た地域の特性に関する事項

- (1) 地域の特性及びその活用戦略
- ①東大阪市内の金属製品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長も のづくり

(2) 選定の理由

①東大阪市内の金属製品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長も のづくり

東大阪市は、平成26年度経済センサス基礎調査によると製造業の事業所数は6,321と全国5番目、可住地面積1平方キロメートルあたりの事業所密度は全国トップ(事業所数4,000以上)と全国でも有数の「モノづくりのまち」である。東大阪市の基盤産業は製造業であり、中でも金属製品製造業は製造品出荷額等17,988,900万円で全国第9位、プラスチック製品製造業は製造品出荷額等10,248,900万円で全国第10位となっている。

トップシェア製品もしくは他社にない独自技術・製品を保有するいわゆるニッチトップ企業は167社ある(東大阪商工会議所調べ)。ニッチトップ企業は全国に約2,200社あるといわれており、全事業所数(5,453,645事業所)の約0.1%にも満たない数となっているが、東大阪市内ニッチトップ企業の割合は、全事業所数25,839所の0.6%を占め、独自の高度な技術をもつ中小モノづくり企業等が数多く存在している。

具体的には、例えば金属製品製造業ではゆるまないナットを開発し、スペースシャトル、 航空機、新幹線等に採用される企業や、高度な表面処理技術により錆びないボルトを開発し、 全国の橋梁での採用や原子力発電所で採用されるなど、シェア90%を誇り、本技術がこれ までにない表面処理技術としてJIS規格となった企業が存在する。また、プラスチック製 品製造業では、3次元ハイブリッド製法(射出成形+押出成形)で日米特許を取得する企業 が存在する。

一方で、東大阪市は大阪中心部への利便性が高いことから、住宅のニーズが高く、町工場が移転した跡地に住宅が建つことが多くなってきており、近隣のモノづくり企業が操業しにくい環境となることがある。こういった事態を未然に防ぐため平成25年度に全国の自治体でも珍しい「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を施行し、東大阪市内全ての工業地域及び準工業地域の91%を「モノづくり推進地域」に指定した。モノづくり推進地域内で住宅を建てる際は一定のルールを設け、企業立地に関する支援施策を講じることで、東大阪市内製造業と住民の相互理解を図る取り組みにより、高度な技術力をもつ企業の集積に努めている。

東大阪市内にこのような企業が集積している要因の一つには、市内のものづくり企業は親会社との系列をもたない企業が約9割(東大阪市全事業所経営実態調査より)と多いため、 取引の際に近隣の協力工場との多彩なネットワークを構築していることがあげられる。この ネットワークにより、多くの企業城下町で見られる系列によるピラミッド構造とは異なる、 有機的な分業システムが機能している。さらに、平成29年度に東大阪市内製造業の全事業 所6,321事業所に対して実施したアンケート結果では、「これまでに経験のない発注に 対して対応する、若しくは検討し対応する」と答えた事業者は6割を超えており、その理由 として「新しい技術開発につながる」と答えた事業者の割合が5割と最も高く、東大阪市の 製造業事業者の技術開発に対する思い、新たな分野等へ挑戦する意欲が強いことがうかがえ る。また、東大阪市では200社以上が参加する様々な異業種交流グループが存在し、他業 種との連携を図ることで、新たな製品・技術開発が促進されるなど、成長ものづくり分野に 取り組む土壌ができていると言える。

また、大学との産学連携事業も盛んに行われていることも独自技術をもつ企業が集積している一因となっている。これまでに大学と産学連携事業を行ったプロジェクト数は東大阪市が把握しているだけでも50件程あり、その中には、戦略的基盤技術高度化支援事業を活用してFRPの熱可塑性鍛造技術を開発した事例などがある。また、本市に所在する近畿大学大学院には、我が国初のプログラムを取り入れた「東大阪モノづくり専攻」が設置されている。本専攻で学ぶ大学院生は、東大阪を中心とする特徴ある技術を有する企業群を研究することを目的とした研究開発室に所属しながら、企業で実際の実務を経験しつつ、大学院で高度な専門教育と研究指導を受けている。本制度は、市内製造業事業者との連携の強化に有用であり、中小企業の活性化にも貢献している。

東大阪市では、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構により「高付加価値化促進事業(平成29年度研究開発枠6,000千円)」が実施されており、市内製造業の新規分野参入に向けた新たな商品開発や産学連携での商品開発等を支援している。また、東大阪市では産学連携において、教員だけではなく学生との連携にも取り組み、若者の感性やマーケティング力を活かした学生中心のアイディアを製品化につなげていく活動を促進している。

また、平成28年度からは、医工連携事業を開始し、様々なプロジェクトを展開している。 大阪大学大学院医学系研究科および医学部附属病院と連携し、健康・医療分野における研究 成果や医療現場等における課題解決のためのイノベーションの実現に取り組む「産学連携・ クロスイノベーションイニシアティブ」に自治体として唯一参画するほか、公益財団法人東 大阪市産業創造勤労者支援機構による「東大阪市医工連携研究会」(平成30年1月1日現 在38社が参加)では医療機器メーカーへの部品・部材の供給はもちろん、医療機器等の開 発といった取組を支援している。さらに、医工連携事業化促進事業(平成29年度10,0 00千円)により医療・ヘルスケア関係の製品等の開発も支援している。

本地域におけるこうした特性を生かし、これまで参入していなかった分野、例えば医療機器への部品・部材供給といった新製品開発・新技術開発を促進することにより、新たな成長モノづくり分野に参入する等、新たな産業を創出し、域外需要を獲得することで、域内のフレキシブルな企業間取引ネットワークを通じた波及効果により、域内の好循環に繋げ、企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の活性化につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域 経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、製造業における地域経済牽引事業を促進していくためには、東大阪市内製造業を取り巻く環境を分析し、適切な事業展開を行っていく必要がある。

事業者を取り巻く環境を分析し、事業展開にあたっては、国の支援策も併せて活用し、 積極的な対応で事業コストの低減、本地域の特性の成長を促進する。

(2)制度の整備に関する事項

①東大阪市住工共生のまちづくり事業

市民、モノづくり企業、市等が一体となって住工共生のまちづくりを推進するため、東 大阪市住工共生のまちづくり条例を平成25年4月に施行した。これに伴い、その責務と して、住工共生のまちづくりに関して必要な施策を実施している。

i住工共生モノづくり立地促進事業

市内のモノづくり推進地域で新たに延床面積500㎡以上を活用し(工業専用地域では延床面積1,000㎡以上を活用) 製造業を営む場合や、新たに工場を建設する場合等に、土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合を補助する。 ii 工場移転支援補助事業

東大阪市内工業専用地域及びモノづくり推進地域以外の地域から、東大阪市内の工業専用地域もしくはモノづくり推進地域への移転に対し、補助金を交付する。

②地方創生関係施策

平成30年度から平成34年度にかけて地方創生推進交付金を活用し、東大阪市の金属製品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野において、支援機関等による事業環境の整備、新製品・サービス開発や新規参入、販路開拓等の支援に取り組むことを検討する。

③大阪府の企業立地の優遇制度

i 企業立地促進補助金

府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を 行う企業に対する補助を実施する。

補助要件:投資額1億円以上 等

補助率 : 家屋・機械設備等の5% (府内に本社等のある企業は10%)

限度額 : 3, 000万円

※上記補助金の交付決定を受けた上で、所定の要件を満たした場合は法人事業税に対する補助(2,000万円限度)の対象となる。

ii 産業集積促進税制

府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する税優遇制度を実施する。

対象者:中小企業

特例措置の内容:対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を 軽減

限度額:2億円

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

①東大阪市技術交流プラザ

東大阪市内に立地する製造業事業者約1,200社のデータベース。専用ウェブサイトから企業またはコーディネーターに対して、問い合わせが可能となっている。技術交流プラザの利用を促進することで、東大阪市内企業への受注増加をめざす。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

大阪府商工労働部内、東大阪市経済部モノづくり支援室内に事業者の抱える課題解決の ための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合についても同相談窓 口において対応する。

- (5) その他の事業環境整備に関する事項
- ①公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構による東大阪市医工連携プロジェクト 創出事業
 - i 医工連携研究会

東大阪市内製造業38社及び協賛会員10社(平成30年1月1日現在)が参加して おり、大きく3つの方向性を設定している。

- a. 医療分野の部品・部材の供給に特化した企業グループの形成(部品・部材グループ) 医療機器メーカーなどとの新規取引に向けて、素材、加工種別、精度、サイズ、 設備など、より細分化した企業情報を整備しマッチングを図る。
- b. 医療分野の図面化・試作開発領域に特化したグループの形成(開発支援グループ) 試作、特注を得意とする市内企業を中心にエンジニアや図面を描ける協力者など によるグルーピングを行い、医療現場のニーズを具体的な図面にし、試作品まで対 応可能とする。
- c. 医療現場の課題、問題点を解決する製品開発

医師が求める高性能な医療機器ではなく、臨床工学技士や看護師が求める、まさに医療現場での困り事や職場環境の改善につながる製品の開発をめざす。一般医療機器、非医療機器の後発、改良を中心とした製品開発を支援する。

ii 医工連携事業化促進事業

東大阪市内製造業者が1社又は市内中小企業者2社以上が共同して行う、医療・介護 関連機器等を開発する際の機械装置導入にかかる経費・原材料費・共同研究費等を支援 し、付加価値の高い製品の製造や技術研究を促進することにより、市内企業の健康・医 療分野への参入、強化を図る。

②公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構による高付加価値化促進事業

東大阪市内中小企業者1社又は市内中小企業者2社以上が共同して行う、新たな技術の研究や新製品の開発に向けた取り組み、又調査研究や講習会の開催など経営課題の解決に向けた活動に対して、補助金を交付する。

③近畿大学との産学連携事業

東大阪市内製造業の持つ技術・製品等を活かし、教員指導のもと学生による発想・アイディアを新商品・新製品開発に活かす事業に取り組む。

④伊藤忠商事株式会社との業務協定

東大阪市と伊藤忠商事株式会社は平成17年度から業務協定を結んでおり、東大阪市内 製造業の開発した新製品・新技術を伊藤忠商事株式会社へ紹介し関連会社及び取引先との マッチングを行い、新たな販路開拓を行う事業に取り組む。

⑤地方独立行政法人大阪産業技術研究所との包括連携協定

東大阪市と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所(現:地方独立行政法人大阪産業技術研究所)は平成24年度から包括連携協定を結んでおり、東大阪市立産業技術支援センターで行う企業支援事業等に関する連携事業に取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度	平成34年度		
		~平成33年度	(最終年度)		
【制度の整備】					
①住工共生のまち	実施				
づくり事業					
②地方創生関係施	実施に向け検討	平成30年度			
策		実施に向け検討			
		平成31年度~			
		実施予定 ———	•		
③大阪府の企業立	実施				
地の優遇制度					
【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】					
①技術交流プラザ	実施 ————		•		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
①相談窓口設置		平成30年4月			

		設置予定	
【その他】			
①東大阪市医工連	実施		
携プロジェクト創			1
出事業			
②高付加価値化促	実施		
進事業			
③近畿大学との産	実施		
学連携事業			
④伊藤忠商事株式	実施 _		
会社との業務協定			
⑤大阪産業技術研	実施		
究所との包括連携			•
事業			

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

東大阪地域が一丸となって地域経済牽引事業を促進していくため、東大阪市における支援機関である東大阪商工会議所、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構、ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)、近畿大学、東大阪市との連携協定締結先である株式会社池田泉州銀行、大阪シティ信用金庫、伊藤忠商事株式会社、地方独立行政法人大阪産業技術研究所などと十分に連携し、効果的な支援活動を展開し、最大の効果を発揮していくことが重要である。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①東大阪商工会議所

東大阪商工会議所では中小企業経営総合相談窓口を設置し、事業承継や人材確保、金融に関連した資金繰り対策等、様々な経営上の課題解決に向けた支援を行うため、相談員を4名配置し支援を行う。

②公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構

支援機構の事業である、「高付加価値化促進事業」及び「医工連携プロジェクト創出事業」以外に「モノづくりワンストップ推進事業」として、技術系・販路系コーディネーターを配置するとともに、平成29年度からは企業訪問相談員を配置し、ニーズの高い技術コーディネーターによる市内企業への発注案件対応と、販路開拓コーディネーターによる販路開拓支援を効率よく連携させることで、技術・販路の両面からきめ細かく支援するワンストップサービスを市内企業全体に提供し、発注案件や販路開拓を支援する。また、企業訪問相談員による企業訪問から企業のニーズ等を掘り起こし、国・府・市

等で行っている支援策へつなげていく。

また、「ビジネスセミナー事業」では、その時々の経済情勢に照らした様々なセミナーを行っており、先端モノづくり分野等のセミナーを行っていく。

③ ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO) は、企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産など総合的な支援を行う。

さらに、クリエイション・コア東大阪には、独立行政法人中小企業基盤整備機構や公益 財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が入居し、様々な機関が連携して中小ものづく り企業の支援を実施する。

④株式会社池田泉州銀行

東大阪市と産業振興連携協定を結んでおり、事業者に対してセミナーや補助金獲得に 向けた支援等を行う。

⑤大阪シティ信用金庫

東大阪市と地方創生にかかる包括連携協定を結んでおり、中小企業の特定ものづくり 基盤技術の高度化に向けた支援、成長分野(医療・介護・健康産業)への参入支援等を 行う。

⑥近畿大学

東大阪市内製造業の持つ技術・製品等を活かし、教員指導のもと学生による発想・アイディアを新商品・新製品開発に活かす事業に取り組む。

⑦伊藤忠商事株式会社

東大阪市と伊藤忠商事株式会社は平成17年度から業務協定を結んでいる。東大阪市 内製造業企業が開発した新製品・新技術を伊藤忠商事株式会社へ紹介し関連会社及び取 引先とのマッチングを行い、新たな販路開拓を行う事業に取り組む。

⑧地方独立行政法人大阪産業技術研究所

東大阪市と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所(現:地方独立行政法人大阪産業技術研究所)は平成24年度から包括連携協定を結んでいる。本協定により、財団法人東大阪市中小企業振興勤労者福祉機構(現:公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構)のワンストップ相談員と東大阪市立産業技術支援センターの相談員および地方独立行政法人大阪産業技術研究所の研究員で構成される「モノづくり応援隊」により、市内中小企業の人材育成(技術面)、技術承継、技術課題の解決や技術力向上にむけた支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1)環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないよう、地域住民の理解を 得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

- ア. 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。
- イ. 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。
- ウ. 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵(さく)、植栽等により、歩道 と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配意した構造、設備の整備を行う。
- エ. 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。
- オ. 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。
- カ. 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア. 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路 交通環境整備の促進に努める。 イ. 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・ 駐車スペースを確保する。

③ 地域社会との連携

- ア. 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。
- イ. 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配意した防犯灯、防犯カメラの設置等、 近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留 資格等の確認や雇用状況の届出を確実に行うなど、適法な就労を確保するよう事業 者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

PDCAサイクル確立方針

東大阪市の中小企業振興に関する事項について必要な意見又は助言を聴くために設置している東大阪市中小企業振興会議において、年1回、基本計画と承認事業計画に関する報告を行い、効果検証及び事業見直しの検討を行い、基本計画の変更等、必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本 的な事項

本基本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本基本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。